



与党 改憲争点ぼかす



安倍首相が想定する改憲への流れ

- 2016年 7月10日 改憲勢力が非改選と合わせて参院で3分の2以上の議席を確保
- 秋の臨時国会 衆参の憲法審査会で改憲項目の絞り込みを議論
- 17年 通常国会 など 衆院100人以上、参院50人以上の賛成で改憲原案を国会に提出
- 衆参両院の3分の2以上の賛成で改憲案が発議
- 18年 発議から60~180日以内に国民投票を実施
- 9月 過半数の賛成で改憲
- 安倍首相の自民党総裁としての任期が満了

国会で憲法を議論するのは、両院に設置された憲法審査会。ここで項目を絞り込み、合意に達すれば原案となる。原案は衆院100人以上、参院50人以上の賛成で提案でき、再び憲法審査会で審査した後、可決されれば両院の本会議に回される。それぞれの本会議で三分の二以上の賛成で可決されると発議され、国民投票にかけられる。

首相は「参院選の結果を受け、どの条文を変えていくか議論を進めていきたい」と、秋の臨時国会から改憲議論を本格化させる意向を示している。首相の自民党総裁としての任期は二〇一八年九月。改憲には

どんな手続きが必要で、首相の念頭にどんなスケジュールがあるのか。改憲には、衆参両院の三分の二以上の賛成による発議と、国民投票での承認という二つの手続きを経なければならぬ。

核心

国民投票では、有効投票の過半数が賛成すれば改憲が確定するが、反対多数なら廃案になる。一般の法案と違い、最後の決定権は「民意」が握っている。国民投票は、周知期間を含めて発議から六十~八十日以内に行つと国民投票法は定めている。首相は改憲に動く場合、任期から逆算して、一八年一月に召集される通常国会前半までの発議を目指すと思われる。ただ、首相も現時点で改憲に対する民意は「全く集約がない」と認めている。（木谷孝洋）

最後に決めるのは民意

7月10日投開票の参院選の序盤調査で、改憲勢力の獲得議席が非改選と合わせ、改憲の発議に必要な3分の2をうかがう情勢が明らかになり、選挙戦の争点として憲法の重要性が高まっている。衆院に続き、参院でも3分の2を超えれば発議が現実味を帯びるためだ。安倍晋三首相（自民党総裁）は参院選で改憲の争点化を避けながら、在任中の改憲に意欲をみせる。

2016年6月27日（東京新聞）

日本国憲法

第二章（戦争の放棄）

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第二四回参議院議員選挙の投票日まであと二週間と迫ってきました。

今参議院議員選挙は、日本の岐路に立つ重大な選挙です。特に「戦争」か「平和」かの選択を迫られていると言えます。

安倍自民党内閣は憲法改正を参議院選挙の公約に掲げています。その中では「現憲法の国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の基本原則は堅持する」としています。しかしこの間安倍内閣が押し進めてきたのは「積極的平和主義」の考え方に基づく集団的自衛権の行使や安保法制の強行的採決です。これが現憲法の「平和主義」と同様とは言えません。

昨年の安保法制に反対する集会で、シールズのメンバーがこのような発言をしていました。「今はまだ、武力が最終的な解決手段になると信じている、愚かで古い人たちが幅を利かせている」「無関心であることが一番無責任でカッコ悪い」などです。

「愚かな」人たちに、私たちの命と生活を任せるわけにはいきません。そのためにも参院選で答えを出そう！

私たちの意思を明確に！期日前投票に行こう！